

鎌倉市農業委員会 令和5年度 第1回総会 次第	
日 時	令和5年(2023年)4月26日(水)16時開会
場 所	鎌倉商工会議所 3階 301会議室
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭、 以上13名
事務局出席者	太田事務局長・飯田事務局長補佐・神保主事・才藤主事
欠席委員	10番 飯田委員
議長(平井会長)	定刻になりました。 総会を開会する前に事務局職員に異動がありましたので事務局より報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	令和5年(2023年)4月1日付けの人事異動で、事務局職員に異動がありましたので、報告します。 神保 賢一 職員です。 神保職員、挨拶をお願いします。
事務局(神保主事)	農業委員会事務局に参りました神保賢一と申します。どうぞ宜しくお願い致します。
事務局(飯田補佐)	以上で人事異動の報告を終わります。
議長(平井会長)	それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。10番飯田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので、報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の 議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、13番 三橋委員、1番 小川委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、9番 岡崎委員、10番 飯田委員にお願いします。
議長(平井会長)	それでは、日程 第1、報告 第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第1、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、3月13日から4月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。

	<p>資料につきましては、送付資料の1ページ及び2ページの整理番号1の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、平成7年6月12日に相続により届出者が所有権を取得し、令和5年4月12日に専決処分いたしました。</p> <p>以上1件、賃貸借関係はありません。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、6件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	<p>議長。日程第2、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。</p> <p>本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、3月13日から4月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。</p> <p>資料につきましては、送付資料の3～10ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。</p> <p>3ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和5年4月4日に専用住宅へ転用のため、令和5年3月20日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして3ページの番号2と、6ページの整理番号2の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和5年4月4日に専用住宅へ転用のため、令和5年3月20日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして3ページの番号3と、7ページの整理番号3の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和5年3月30日に共同住宅へ転用のため、令和5年3月27日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして4ページの番号4と、8ページの整理番号4の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和5年3月31日に事務所及び倉庫へ転用のため、令和5年3月20日に専決処分いたしました。</p>

	<p>続きまして4ページの番号5と、9ページの整理番号5の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和5年4月10日に共同住宅へ転用のため、令和5年3月31日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして4ページの番号6と、10ページの整理番号6の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和5年6月1日に専用住宅へ転用のため、令和5年3月31日に専決処分いたしました。</p> <p>以上6件、賃貸借関係はありません。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	3番。3ページから4ページを見ると現況が畑という所があるのですが、おそらく生産緑地の指定が外れたところの転用ということですよ。
事務局(飯田補佐)	必ずしも市街化区域の農地が全て生産緑地ということではないです。この場所については、届出の際に生産緑地でないことを確認しています。市街化区域で登記地目が畑、現況についても畑のところもあります。
3番(石澤委員)	生産緑地の解除になったところは他にもあると思うが、転用に出てこないということは、解除したにも関わらず、まだ転用しないでそのまま農地等ずっと続けているのですか。
事務局(飯田補佐)	あるいは届け出がまだ出ていないか、ということです。
3番(石澤委員)	わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、4件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	<p>議長。日程第3、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。</p> <p>本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、3月13日から4月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。</p> <p>資料につきましては、送付資料11～15ページをご覧ください。</p> <p>それでは、報告に移ります。</p> <p>11ページの番号1と、12ページの整理番号1の案内図をご覧ください。</p>

	<p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年4月5日に専用住宅へ転用のため、令和5年3月31日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして11ページの番号2と、13ページの整理番号2の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年4月10日に専用住宅へ転用のため、令和5年4月10日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして11ページの番号3と、14ページの整理番号3の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年10月1日に専用住宅へ転用のため、令和5年4月10日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして11ページの番号4と、15ページの整理番号4の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年5月12日に専用住宅へ転用のため、令和5年4月12日に専決処分いたしました。</p> <p>以上4件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第1号、農地法の改正に伴う鎌倉市農業委員会規程の一部を改正する規程の告示について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	<p>議長。日程第4、議案第1号、農地法の改正に伴う鎌倉市農業委員会規程の一部を改正する規程の告示について、ご説明いたします。</p> <p>お手元の送付資料16ページから24ページまでをご覧ください。 送付資料16ページからの参考資料①については、令和5年3月総会の報告第33号で説明した資料です。その際、農地法第4条第1項第3号の規定が削除されたことに伴い、号番号が繰り上がり、同条第8号が第7号となり、また、農地法第5条では、第1項第2号の規定が削除されたことに伴い、号番号が繰り上がって、同条第7号が第6号となったことを説明しています。</p> <p>そしてこの度、この農地法の改正に伴い、鎌倉市農業委員会規程で引用している該当箇所の一部改正を行うものです。送付資料19ページの参考資料②が告示文の案、20ページから24ページの参考資料③が新旧対照表となります。改正箇所は、22ページの第9条第1項第6号です。</p>

	同規程は告示の日から施行となります。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。 議案第1号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第1号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第2号、農業者年金加入推進員の推薦につ いて、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第5、議案第2号、農業者年金加入推進員の推薦につ いて、ご説明します。 お手元の送付資料の25～27ページの参考資料をご覧ください。 農業者年金加入推進員は農業委員会が農業委員の中から1名を 農業会議に推薦し、農業者年金基金が委嘱するもので、任期は1年 間で再任ができます。その業務は、加入推進連絡会で実施する加入 推進の企画・立案、加入推進対象者の絞り込み、戸別訪問や広報活 動等に協力するものです。 この度、参考資料のとおり農業者年金加入推進員の推薦につ いて、公益社団法人神奈川県農業会議から推薦依頼があったことか ら、委員の皆様にご審議いただき、推薦を行おうとするものです。 なお、平成27年度から令和4年度までは飯田委員を推薦してお り、農業者年金基金より委嘱されております。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	只今、事務局から説明があったとおりですが、どなたかお願いで きる方はいらっしゃいませんか。
事務局(飯田補佐)	議長。本日飯田委員は欠席ですが、事前に連絡をし、飯田委員 より内諾は頂いております。
議長(平井会長)	事務局案が出ましたが、引き続き飯田委員にお願いしたいと思 うのですが、何か、ご意見はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第2号に賛 成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。

議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第2号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、その他、諸般の報告について、6件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	<p>議長。日程第6、その他、諸般の報告について、6件、着席して、ご報告いたします。</p> <p>諸般の報告1、鎌倉市農業委員会令和5年3月総会にて承認をいただいた議案第39号について、ご報告いたします。</p> <p>議案第39号は、農地法第3条第2項第5号の廃止に伴い、平成21年12月15日鎌倉市農業委員会告示第9号を廃止する、鎌倉市農業委員会告示第13号について承認を受けたものですが、施行日について告示文の加筆を行ったためご報告いたします。</p> <p>本日お配りしました資料、諸般の報告1参考資料をご覧ください。</p> <p>本文2行目にありますように、「なお、この告示は令和5年4月1日から効力を発揮する。」旨の加筆を行いました。</p> <p>次に、諸般の報告2、農地パトロールについて、ご報告いたします。</p> <p>農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、今回の農地パトロールを5月に、農業委員3名、農業委員会事務局職員3名、市の開発審査課職員2名、同じく都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計10名で実施予定です。</p> <p>対象の委員は、5番 小泉委員、6番 柏木委員、7番 和田委員をお願いします。</p> <p>日程は、5月10日(水)14時からを予定しております。なお、実施の通知につきましては、本日対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。</p> <p>ご協力よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、諸般の報告3、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。</p> <p>4月11日(火)に関谷の圃場にて草刈り等の実践活動を行いました。作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。</p> <p>次回は、5月12日(金)に、第2回目の実践活動を行う予定です。Bグループの皆様、平井会長、小泉委員、岡崎委員、小川委員は、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。関谷の圃場に午後1時30分現地集合で、3時30分頃までの2時間の作業としたいと思います。</p> <p>当日が雨天の場合は、17日(水)に延期とします。</p> <p>なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願ひいたします。</p> <p>次に、諸般の報告4、第33回 遊休農地解消対策協議会の開催につ</p>

いて、ご報告します。

遊休農地解消対策協議会を次回5月総会に合わせ、5月25日(木)午後2時30分より鎌倉市役所2階 201会議室で開催します。

内容としましては、令和4年度の事業報告及び決算報告等を行う予定です。

次に、諸般の報告5、5月総会等の日程について、報告いたします。

次回は、5月25日(木)午後3時30分から、鎌倉市役所2階201会議室で開催します。遊休農地解消対策協議会が終了次第、開催する予定です。

遊休農地解消対策協議会、総会共に今回総会とは会場が異なりますので、ご注意ください。

最後に、諸般の報告6、農水課からのお知らせです。4点お知らせします。

1点目及び2点目ですが、新規就農の受け入れについて、本市ではこれまで制度が確立しておらず、相談の都度対応に苦慮していました。そしてこの度、新規就農者の受入れの基準や手続きを記載した要綱等を制定したのでお知らせします。お手元に本日配付した「鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱」、「鎌倉市青年等就農計画認定事務取扱要領」等が今回制定した要綱等になります。そこでは、新規就農者の要件、営農計画書の提出、面談会の実施等を規定しています。手続きに当たっては、農業委員にもご協力をいただくこととなりますので、よろしくお願い致します。なお、この要綱等の施行日は本年4月1日となっています。

3点目が地域計画についてです。お手元のカラー版の資料「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要」を御覧ください。

農業経営基盤強化促進法が改正され、令和5年4月1日の施行から2年を経過する日(令和7年3月末日)までの間に、市は地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定することとされています。この地域計画の策定に当たっては、資料の①に記載のように、市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施することとされています。今年度は、その協議会を実施する予定であり、農業委員にも協議会への参加をお願いすることがあるかもしれませんので、その際はご協力をお願いします。

最後に4点目が市立小学校及び保育園の給食への鎌倉やさいの提供について、です。

市民等から給食への鎌倉やさいの提供を求める声が以前からあ

	<p>り、また、市長もマニフェストで給食への地場製品の提供を謳っています。現在、庁内関連課やJA等とその実現に向けて協議しているところで、詳細が決まりましたら、農家様に野菜の提供を依頼することとなりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>諸般の報告は、以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
議長(平井会長)	遊休農地解消対策実践活動は、今月の内容は何ですか。
事務局(飯田補佐)	<p>■■■■■が遊休農地の圃場を使って色々活動をされるので、その担当者との顔合わせ、農地をどのように使っていくのかの協議、必要に応じて除草剤の散布、遊休農地の看板の移設等です。</p>
7番(和田委員)	草がまだ取り切れていないし、土の状態もあまりよさそうでないので今期は、サツマイモは無理だろうということで、秋に玉ネギを植えることからスタートし、今期は雑草除去や土のメンテナンスをしようということになりました。
3番(石澤委員)	手広の圃場の裏側にガラや石等がそのままになっているが、誰が片付けるのですか。
事務局(飯田補佐)	地権者です。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和5年度第1回総会を閉会いたします。
	ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 1番	小川 和己
議事録署名委員 13番	三橋 真昭